

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会のお知らせ

(厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会香川支部

労働安全衛生法が改正され 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 対 象 : 事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など
日 時 : 平成 28 年 11 月 2 日 (水) 14 時から 16 時
場 所 : 高松テルサ 3F、大会議室 高松市屋島西町 2366-1 TEL087-844-3511
内 容 : ①受動喫煙による健康への有害性
②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します。)

参加申込は、下記参加申込書にご記入し、**(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 香川支部までファックスでお申し込みください**(受講票等は送付いたしません。)

申込期限: 10月24日(月) 定員: 先着100名 参加費: 無料

(連絡先) 日本労働安全衛生コンサルタント会

香川支部 事務責任者 高橋 啓典 携帯 090-8972-0391

メール: kagawajashcon@waltz.ocn.ne.jp

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会香川支部 FAX 087-864-8668

受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書

| | | |
|---------|-----|--------|
| 参加者氏名 | | |
| 事業場名 | | (部署:) |
| 住 所 | 〒 | |
| 電 話 番 号 | TEL | |

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。